

米国、支払利息損金算入制限におけるガイダンスを公表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

米国財務省は2018年4月2日、米国税制改正の一環で新規導入された「支払利息損金算入制限(新Section 163(j))」の適用にかかわる「Notice 2018-28」を公表しました。現時点までの財務省ガイダンスは海外特定法人の留保所得一括課税に関するものが中心でしたが、今回、一括課税以外の条項にかかわる初のガイダンスとして新Section 163(j)が選択されたこととなります。同日には、米国事業に従事するパートナーシップ持分を外国人が譲渡する際の源泉税徴収にかかわるNoticeも公表されています。財務省高官によると、次の重要なガイダンスはGILTI及びFDIIに関するものとなる可能性が高いと思われませんが、これらのガイダンス公表のタイミングは今後6カ月以内と当初の予想よりも遅れる可能性があります。

新Section 163(j)は、事業活動から発生するネット支払利息が「adjusted taxable income(「ATI」)」の30%を超える際に、超過額を損金不算入とする規定です。損金不算入額は無期限に繰延が認められますが、未使用枠の繰越は認められません。ATIは2021年まではEBITDA(連邦課税所得に償却費用とネット支払利息を加算した金額)、2022年以降はEBIT(連邦課税所得にネット支払利息を加算した金額)となります。また、税務上パートナーシップとして扱われる事業主体に対する損金算入制限の計算はパートナーシップ単位で行うと規定されています。

Noticeによりますと、財務省はSection 163(j)にかかわる正式な規則案を策定中であり、詳細な規則案が公表されるまでは当Noticeに規定されるポジションに準拠することを認めています。

Noticeの主な内容は、次の通りです。

旧Section 163(j)

- ▶ 旧Section 163(j)(アーニングス・ストリップ規定)制限に抵触し、繰り越されている支払利息は、新Section 163(j)が適用される初年度に他の支払利息に加算され、新Section 163(j)に基づいて損金算入可否を判断する。
- ▶ 新Section 163(j)下で損金算入される旧Section 163(j)下の繰越支払利息は、(もともと外国関連者に支払われている場合)、損金算入課税年度にてBEAT規定目的のBase Erosion Benefitとして扱われる。
- ▶ 旧Section 163(j)で繰り越されていた制限枠は消滅する。
- ▶ 旧Section 163(j)をグループ合算ベースで適用していたケースでは、現在策定中の規則案にて繰越額の各法人への配賦法を規定予定。
- ▶ 1991年に公表されていた旧Section 163(j)規則案は廃案。

法人と事業利息

- ▶ 法人(C Corporation)が認識する支払利息及び受取利息は全額「事業活動」から発生しているものとする。

連結納税グループ

- ▶ 新Section 163(j)は連結納税を選択しているグループに対しては連結納税グループ単位で適用する。

- ▶ 連結納税グループ内の債権債務は消去する。
- ▶ 次の点を含む連結納税グループにかかわる詳細規定は現在策定中の規則案にて規定予定。
 - ▶ 制限額及び繰越額の個社への配賦法
 - ▶ 連結納税グループに後から参加する法人が持ち込む繰越額に対するSRLY規定適用有無
 - ▶ 損金制限に抵触する場合の株主側の子会社株式簿価調整法
 - ▶ 連結納税グループ内に制限免除可能事業(不動産事業、農業、公共ユーティリティ)が含まれる場合の扱い
- ▶ 旧Section 163(j)と異なり、連結納税を選択していないグループ、又は外国親会社経由で構成される広範なグループに対するグループ計算は規定されない。

E&P(アーニングス・アンド・プロフィッツ)への影響

- ▶ 損金制限に抵触する場合も、E&P算定には影響しない。

パートナーシップ

- ▶ パートナーレベルでネット支払利息額の算定を行う際に、パートナーシップから配賦される受取利息全額を加味することは認められず、パートナーシップのネット受取利息のみを加味。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180405

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp